

令和 8 年第 7 回

美里町農業委員会総会議事録

第7回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和8年6月25日（木）午後1時30分から午後2時44分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 庁議室

3 出席委員（14名）

1 番	小田嶋 勝美	2 番	後藤 幸太郎	3 番	我妻 卓美
4 番	福田 なほ子	5 番	久道 雄悦	6 番	古内 世紀
7 番	尾形 司	8 番	繁泉 順子	9 番	佐々木 幸一郎
10 番	小野 保裕	12 番	鈴木 幸博	13 番	遊佐 恭一
15 番	邊見 勝寿	16 番	伊藤 恵子		

欠席委員（2名）

11 番 澁谷 正行 14 番 渡邊 雅光

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 利用権設定の合意解約による通知について
3. 非農地証明願について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積等促進計画審議について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 農業委員会事務局職員（3名）

事務局長 伊 勢 美 智 留
係 長 澤 村 拓 也
主 事 宍 戸 颯 久

7 会議の概要

○伊勢事務局長

ただいまより令和8年第7回美里町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。

○伊藤会長

(挨拶内容省略)

○伊勢事務局長

ありがとうございました。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（伊藤会長）

これより、令和8年第7回美里町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員については、11番 澁谷正行委員、14番 渡邊雅光委員の2人より欠席の連絡がありますので、14人の出席であります。

総会を開く場合、委員の過半数以上の出席を要件とする農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

最初に議事録署名委員の選任をいたします。

議事録には、会長と総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないことが、会議規則第15条第1項に規定されておりますので、議事録署名委員を議長から指名いたします。

9番 佐々木幸一郎委員、10番 小野保裕委員をお願いいたします。

それでは報告事項に入ります。

報告事項1番、農家相談日について、6月8日に農家相談を実施いたしましたので、担当委員より報告をお願いいたします。

○小田嶋委員

1番 小田嶋です。6月8日月曜日に会長室において、伊藤会長、後藤委員、私、小田嶋の3名で対応しました。

相談件数は3件です。

1件目は、●●の●●●●●さんです。

相談内容は、所有されている農地を売りたいとのことでした。

現在、耕作されている方に相談していただくように話をいたしました。

2件目は、●●の●●●●●さんです。

相談内容は、今後耕作していくことが困難なため、他の方に耕作を頼むか、農地を買ってもらいたいとのことでした。

農用地等流動化申出書を記入していただき、近くの耕作者に相談していただくように話をいたしました。

3件目は、●●の●●●●●さんです。

相談内容は、農地を売りたいとの相談で、今年で農地をすべて売らず、少しずつ農地を手放していきたいとのことでした。

以前にも、相談を受けた方でしたので、その後の経過として買い手の方が見つかったことを伝え、相手方と話し合い、手続きをしていただくように話をいたしました。

以上です。

ご苦労様でした。

次に報告事項 2 番、利用権設定の合意解約による通知についてを事務局より報告をお願いいたします。

(利用権設定の合意解約による通知についての説明)

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明していただきましたが、不明な点があれば再度説明いたします。
 ございませんか。

(なしの声あり)

次に報告事項 3 番、非農地証明願についてに入ります。

また、6月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

はじめに、事務局より説明をお願いいたします。

(非農地証明願についての説明)

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

農地調査委員会は、澁谷委員と、委員長である私、鈴木と邊見会長職務代理者、事務局から伊勢局長、澤村係長の計５名で、６月１５日に現地調査を行いました。

番号4、5、6については、地権者が異なるため別々の申請となっておりますが、同じ時期に●●●●を受けた案件ですので一括してご説明いたします。

●●●●●●●●●●に●●●●を受け、現在も●●として使用されていることを確認しましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。

ごさいませんか。

(なしの声あり)

無いようですので議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

(農地法第3条の規定による許可申請の許可についての説明)

○議長(伊藤会長)

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(伊藤会長)

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長(伊藤会長)

全員賛成と認めます。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、原案どおり許可といたします。

次に第2号議案、農用地利用集積等促進計画審議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○宍戸主事

(農用地利用集積等促進計画審議についての説明)

○議長(伊藤会長)

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積等促進計画審議について番号●、●、●、●、●、●を除く67件について審議いたします。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(伊藤会長)

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農用地利用集積等促進計画審議について、番号●、●、●、●、●、●を除く67件について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

○議長(伊藤会長)

全員賛成と認めます。

続きまして、番号●について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、●番 ●●●●委員の退室を求めます。

休憩（14：26）

再開（14：26）

○議長（伊藤会長）

休憩前に引き続き、番号●について審議をいたします。
質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

質疑なしと認め、採決をいたします。
番号●について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

休憩（14：27）

再開（14：27）

○議長（伊藤会長）

続きまして、番号●について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、●番 ●●●●委員の退室を求めます。

休憩（14：27）

再開（14：28）

○議長（伊藤会長）

休憩前に引き続き、番号●について審議をいたします。
質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

質疑なしと認め、採決をいたします。
番号●について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

休憩（14：28）

再開（14：28）

○議長（伊藤会長）

続きまして、番号●、●、●の3件について審議いたしますが、農業委員会等に関する法

律第 31 条により、●番 ●●●●委員の退席を求めます。

休憩（14：28）

再開（14：28）

○議長（伊藤会長）

休憩前に引き続き、番号●、●、●の 3 件について審議をいたします。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

質疑なしと認め、採決をいたします。

番号●、●、●の 3 件について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

休憩（14：29）

再開（14：29）

○議長（伊藤会長）

続きまして、番号●について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第 31 条により、●番 私、伊藤が退席し、暫時の間、邊見会長職務代理者と議長を交代します。

休憩（14：29）

再開（14：30）

○議長（邊見会長職務代理）

休憩前に引き続き、番号●について審議をいたします。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（邊見会長職務代理）

質疑なしと認め、採決をいたします。番号●について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（邊見会長職務代理）

全員賛成と認めます。

休憩（14：30）

再開（14：40）

○議長（伊藤会長）

第2号議案、農用地利用集積等促進計画審議については、原案どおり、農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

次に第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、6月15日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

はじめに、事務局より説明をお願いいたします。

○澤村係長

（農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての説明）

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

○農地調査委員会委員長（鈴木委員）

番号3についてです。

転用目的は●●●●●●●●です。現地は、線路や既存の宅地などによって周囲を囲まれており、圃場整備予定地である10ha以上の一団の農地とは分断されているため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

農地以外の土地も検討し、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず、許可相当と見てきました。

続いて番号4についてです。

転用目的は●●●●●●●●です。現地は、都市計画区域の用途地域内にあることから農地区分は第3種農地と判断いたしましたので、許可相当と見てきました。

○議長（伊藤会長）

ありがとうございました。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを審議いたします。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（伊藤会長）

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、賛成の方の挙手を求めます。

（各委員の挙手を確認）

○議長（伊藤会長）

全員賛成と認めます。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第7回総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議席9番

署 名 委 員
議席10番